

令和 6 年度 福島県県中地域保健医療福祉推進計画 施策の進行状況

<目次>

1	全国に誇れる健康長寿県の実現	1
2	質の高い地域医療提供体制の確保	8
3	安心して子どもを産み育てられる環境づくり	12
4	いきいき暮らせる地域共生社会の推進	17
5	誰もが安全で安心できる生活の確保	25

令和 7 年 3 月 3 日 (月)

県中地域保健医療福祉協議会

基本目標 1 全国に誇れる健康長寿県の実現

(1) 生活習慣病の予防

【主な取組の進捗状況】

◆健康に関する教育の推進

家族や地域、職場、学校などで、中心となって健康づくりに取り組み、健康づくりのノウハウを伝え広げる「福島県健康長寿サポーター」の養成講座を開催しています。

また、歯科疾患の予防に関する適切なセルフケアを習慣づけるため、地域住民を対象として歯科講話を実施しています。

<令和5年度の主な実績>

- ・健康長寿サポーター養成講座の開催 3回 40名
- ・歯科講話 1回 参加人数 56名

◆望ましい生活習慣の確立に向けた取り組み

働き盛りの健康づくり支援として、モデル事業所を選定し、職場での健康づくりと健康経営の取り組みを支援し、その取り組みを関係機関に周知しています。

また、ホームページの掲載やチラシの配布により、歯科保健における望ましい生活習慣の確立の普及啓発を図っています。

<令和5年度の主な実績>

- ・元気で働く職場応援事業の実施
モデル事業所（1社）への健康経営に関する支援 5回
取り組みに関して他事業所への周知・紹介
- ・大規模事業所と連携したメタボ改善モデル事業の実施
モデル事業所（1社）への健康づくりに関する支援 13回
取り組みに関して他事業所への周知・紹介
- ・歯と口の健康週間、及び歯っぴいライフ 8020 運動の普及啓発
キャンペーンの実施、ホームページの掲載、チラシの配布

◆生活習慣の改善に取り組める環境整備

研修会や検討会の開催により、市町村のむし虫歯予防や糖尿病重症化予防などの取り組み促進を支援するとともに、事業所や店舗、一般県民への禁煙や受動喫煙防止に関する普及啓発、認証制度活用促進を図るなど、生活習慣の改善に取り組める環境整備を推進しています。

また、働く世代の健康づくりのために、地域・職域関係機関が連携して、事業所における健康経営の推進を図るための検討や取り組みを実施しています。

<令和5年度の主な実績>

- ・フッ化物洗口事業の実施に向けた支援
市町村歯科保健強化推進検討会の開催 1回
令和5年度フッ化物洗口実施市町村数 10市町村
(コロナにより一部中断施設あり)
(未就学児実施10市町村、小学生実施9市町村)
- ・歯周病予防に向けた支援
市町村歯科保健強化推進検討会の開催 1回
市町村歯科保健強化推進研修会の開催 1回
- ・糖尿病重症化予防事業
糖尿病性腎症重症化予防検討会の開催 1回
慢性腎臓病予防研修会(市町村職員対象)1回 参加人数 20人
糖尿病性腎症重症化予防のための事例検討会 19人
- ・空気のきれいな施設・車両認証制度
空気のきれいな施設新規認証件数 18件(累計 273件)
空気のきれいな車両新規認証件数 3件(15事業所 149台)
- ・世界禁煙デー及び世界禁煙週間キャンペーン
管内スーパー等における受動喫煙防止に関する啓発資材配布や、管内商工会議所・商工会及び事業所への情報発信
- ・地域・職域連携推進事業
県中圏域地域・職域連携協議会の開催 1回
県中圏域地域・職域連携ワーキンググループの開催 3回
「働き盛りの健康管理・健康づくり実態調査」の実施
調査対象者：県中圏域内の事業所の事業主等 405事業所
回答者・回答率：148事業所(36.5%)
事業所対象の宅配講座 1回 参加者 75人

【施策を推進する上での課題】

◆正しい知識の普及啓発及び生活習慣の改善

受動喫煙防止や禁煙の推進、適切な口腔ケアや運動習慣の定着、フッ化物の利用、バランスのとれた食生活などの生活習慣の改善を図り、一次予防(発症予防)に関する正しい知識の普及や、地域保健・職域保健の関係機関との連携による生活習慣病対策を一層推進していく必要があります。

【施策の取組の方向性】

◆生涯を通じた生活習慣病予防のための健康教育の推進

関係機関との連携の下、各年代に対する健康教育を推進します。

◆生活習慣の確立及び改善に取り組める環境整備の推進

関係機関との連携の下、喫煙、栄養・食生活、運動、飲酒、休養、歯・口腔ケアなどについて望ましい生活習慣の確立及び改善に取り組める環境整備を図ります。

また、働く世代の健康づくりの推進のために、事業所における健康経営の取り組みの推進を図ります。

(2) がん対策

【主な取組の進捗状況】

◆がん予防に関する正しい知識の普及啓発

がんに関する知識やがん検診に係るイベント等の普及啓発を、従来、県庁健康づくり推進課が実施していましたが、令和5年度より各保健福祉事務所からも多様な機会をとらえ、普及啓発を実施します。

◆市町村の取組みの支援

がん検診に係る市町村支援を実施し、市町村のがん検診受診率向上や体制整備の推進を図ります。

<令和5年度の主な実績>

- ・県庁との連絡会への参加 1回
- ・県庁と保健福祉事務所の打ち合わせへの参加 1回
- ・「ピンクリボン in 郡山」への参加 1回
- ・ピンクリボンマルシェへの参加 1回
- ・「がん予防」メイト養成講座への参加 1回

【施策を推進する上での課題】

◆一次予防（発症予防）及び二次予防（早期発見・早期治療）に関する取組の推進

がんの発症は生活習慣に関わることから、生活習慣や食育に関する事業を通し、一次予防（発症予防）を推進します。

また、イベント等の啓発や市町村支援を通し、県民のがん検診に関する意識の向上を図り、がん検診の受診率を向上させることで、二次予防（早期発見・早期治療）を推進します。

【施策の取組の方向性】

◆多様な機会をとらえた啓発活動

がん対策以外の事業（啓発イベント等）においても、がんに関する啓発を実施します。

◆市町村支援の実施

がん検診に係る市町村支援を実施し、市町村のがん検診受診率向上や体制整備の推進を図ります。

◆他機関・他部署との情報共有

がんに関する普及啓発について、保健・衛生関係以外の機関にも啓発します。

また、必要時、生活習慣に関する事業と連携を図ります。

(3) 健全な食生活を育むための食育の推進

【主な取組の進捗状況】

◆食育の推進

ライフステージに応じた食育を推進するため、家庭・学校・地域が連携して食育の推進を支える環境を整備します。

<令和5年度の主な実績>

- ・ふくしま“食の基本”推進事業
 キャンペーン：1回 400名
 検討会：2回 35名
 研修会：1回 84名
- ・うつくしま健康応援店 新規登録店舗 5店舗（計121店舗）
- ・特定給食施設巡回指導 31施設

【施策を推進する上での課題】

◆関係機関等とのさらなる連携

市町村や保育・教育関係者、給食施設や食品関係事業者・企業、農林関係者といった食に関する幅広い関係機関と食育の理解を深めるため、さらなる連携が必要です。

【施策の取組の方向性】

◆地域の関係機関と連携した食育の推進

地域の関係機関と連携し、減塩の実践や適正体重の維持を図るための普及啓発、人材育成、食環境整備の取り組みを進めます。

(4) 介護予防生活支援の充実

【主な取組の進捗状況】

◆生活支援体制整備事業の推進

市町村訪問や技術的助言時に、アドバイザー派遣事業等の情報提供を行うとともに情報交換会を開催し、各市町村の取り組み状況を共有することで事業を推進します。

◆自立支援型地域ケア会議の定着支援

自立支援型地域ケア会議運営アドバイザー派遣事業を活用し、地域ケア会議の研修会等を行うことにより会議の定着を支援します。

<令和5年度の主な実績>

- ・ 県中圏域生活支援コーディネーター情報交換会の開催 1回
参加人数 27名
- ・ 自立支援型地域ケア会議アドバイザー派遣 1町村
- ・ 生活支援体制整備事業推進アドバイザー派遣 4市町村

【施策を推進する上での課題】

◆生活支援コーディネーターや協議体等による地域ニーズや資源の把握、ネットワーク構築

生活支援コーディネーター同士の関係構築、協議体が継続して課題検討ができるメンバーの獲得や体制づくりが必要です。

【施策の取組の方向性】

◆多様なサービスの創出や介護予防に資する通い場の充実など介護予防・日常生活支援総合事業の市町村への取り組み支援

管内市町村の実施状況について情報共有や情報交換会を行い、市町村担当者、生活支援コーディネーター同士の顔の見える関係づくりを支援していきます。また、地域の実態に合わせていた協議体の運営や地域づくりについて一緒に検討していきます。

(5) 認知症における地域支援者への支援

【主な取組の進捗状況】

◆県中圏域における認知症施策関係者間の連携の推進

認知症疾患医療センターと共同で認知症対応力向上研修会を実施し、認知症にかかる知識の習得や県中圏域における認知症施策関係者の連携を推進します。

◆各認知症初期の対応、連携の在り方についての情報共有

各市町村の取り組み状況の情報共有を行い、認知症地域連携体制に関する情報交換会を開催し、認知症関係者間のネットワークを構築します。

<令和5年度の主な実績>

- ・ 認知症地域関係者対応力向上研修の開催 1回 参加人数 33名

【施策を推進する上での課題】

◆認知症に対する知識の普及啓発

より多くの地域住民が認知症に対する理解を深め、認知症の人やその家族等の活動を支援し、本人ミーティング等の当事者からの発信につなげるための取り組みが必要です。

◆地域全体における支援体制整備

かかりつけ医や地域包括支援センターなどの関係機関が連携し、地域全体で支えるための体制構築が必要です。

【施策の取組の方向性】

◆地域住民の認知症に対する理解の向上と支援の資質向上や情報の共有

認知症について、地域住民に対し、正しい知識の普及啓発を進めるとともに、認知症の人からの発信を支援するため、アンケート調査を実施し、各市町村の取組等について情報共有を行います。

また、認知症施策の資質向上を図るため、認知症関係者へ研修会を開催していきます。

◆地域支援機関の連携体制づくり

認知症疾患センター等と連携しながら、研修会や協議会を行い、地域での支援体制づくりに取り組んでいきます。

基本目標 2 質の高い地域医療提供体制の確保

(1) 安心安全な医療サービスの確保

【主な取組の進捗状況】

◆安全な医療の確保

各医療機関の人員配置、構造設備及び管理運営等について、医療法第 25 条に基づく立入検査（医療監視）により確認を行い、必要な指導を行っています。

◆医療機関における医療安全対策の支援

医療安全に対する意識啓発や意見交換のため、定期的に医療安全研修会を開催しています。

◆医療相談等の体制構築に向けた支援

患者や住民からの医療に関する相談に対して、相談者が自主的に解決できるよう助言をしたり、他の相談窓口を照会するなどの情報提供を行っています。

<令和 5 年度の主な実績>

- ・ 病院・診療所立入検査 33 件
- ・ 医療機関におけるサイバーセキュリティの実際と医療 DX について、令和 5 年度県中地域医療安全研修会を開催した。

令和 5 年 11 月 30 日 約 136 人の参加

- ・ 医療に関する相談件数 16 件

【施策を推進する上での課題】

◆立入検査に携わる職員に対する研修等の充実により、検査に係る技能や関係法令等の知識の取得など努め、資質の向上を図る必要があります。

◆定期的に研修会を実施する中で内容が定型化することのないように、各医療機関の取組状況やニーズを的確に把握して医療安全研修会を開催することが求められます。

【施策の取組の方向性】

◆立入検査（医療監視）の計画的な実施により、関係法令に基づく管理運営や医療安全管理体制を確認し、必要に応じて医療機関と一緒に改善策を検討するなど、指導助言を行っていきます。

◆医療機関に医療安全の情報を提供するとともに、定期的な医療安全研修会の開催等により、各医療機関の安全対策の取り組みを支援します。

◆住民や患者からの医療相談等を適切に対応するため、福島県医療相談センターと情報を共有し、相談者が自主的に解決できるように支援します。

(2) 救急医療体制の整備

【主な取組の進捗状況】

◆医療機関、消防機関及び関係団体の連携強化

地域における救急業務の一層の高度化を推進するため、県中・県南地域メディカルコントロール協議会等の開催により医療機関、消防機関、関係団体との連携を図っています。

◆救急医療等、地域医療体制の整備に向けた支援

住民が適切な医療を受けることができるよう、関係機関との連携のもと体制整備の支援を行っています。

<令和5年度の主な実績>

- ・県中・県南地域メディカルコントロール協議会
令和5年4月18日及び令和6年3月6日に開催した。

【施策を推進する上での課題】

◆救急出動件数は増加傾向にあり、病院収容までの平均所要時間も長くなっています。

◆救急搬送後、傷病者の約半数は軽症（傷病程度が入院加療を必要としないもの。）と診断されており、救急医療が必要とされる重症患者等への対応に支障を来す可能性があります。

◆本県の急性心筋梗塞の死亡率は全国的に高く、高齢化に伴い心疾患患者の増加が予想されるため、医療提供体制の充実が必要になります。

【施策の取組の方向性】

◆県中・県南地域メディカルコントロール協議会を開催して、病院と救急隊の連携を強化し、効率的・効果的な救急搬送を行える体制を整備していきます。

◆令和5年4月1日より開始された福島県救急電話相談#7119及び福島県こども救急電話相談（#8000）の周知啓発により救急車や救急医療機関の適正利用等を図ります。

◆急性心筋梗塞を発症した疑いがある患者の治療開始までの時間を短縮するため、県中・県南地域メディカルコントロール協議会「12誘導心電図伝送ワーキンググループ」を開催して導入についての検討をします。

(3) 感染症対策の推進

【主な取組の進捗状況】

◆新たに発生する感染症への対応力強化

保健所体制、検査体制及び医療提供体制の整備・強化を図ります。また日頃より関係機関と連携を密にし、柔軟な対応が可能な体制を目指します。

◆結核対策

知識の普及や予防対策を推進し、患者発生時には早期対応により感染拡大防止に努めるとともに療養生活上の支援（DOTSの推進等）を行います。

◆麻しん・風しん対策

定期予防接種の有効性や必要性に関する情報発信に加え、麻しん排除の環境維持のため、市町村と積極的に連携し予防接種率向上に取り組めます。

<令和5年度の主な実績>

指標(項目)	数値目標		単年度の目標・実績 (単年度の目標がある場合)	
	目標年度	目標値	目標値	実績(R5)
結核罹患率(管内) (人口10万対)	R12	7	7	3.8
麻しん・風しん 予防接種率(管内) (1期)	R12	98%以上	95%以上	93.4%
麻しん・風しん 予防接種率(管内) (2期)	R12	98%以上	95%以上	93.1%

【施策を推進する上での課題】

◆新たに発生する感染症への対応については、感染症法の一部改正を踏まえ、県が令和5年度中に定める予防計画と整合性を図りつつ、令和5年度中に保健所が主体となり健康危機対処計画の策定を行う必要があります。

◆結核対策については、今後、国内における高齢者の増加や外国人技能実習生等、高リスク者増加に伴い発生率が増加に転じる可能性があります。

◆麻しん・風しん予防接種率の向上においては、これまでの対策に加え、市町村それぞれの実情に応じた対策を講じる必要性を検討する必要があります。

【施策の取組の方向性】

◆新たに発生する感染症への対応については、関係機関と連携を図りながら健康危機対処計画の策定等を通じて感染拡大防止と安定的な医療提供体制の確保に努めます。

◆結核は現行対策を継続しつつ、外国人結核患者等への対応力を強化します。

◆麻しん・風しん予防接種率向上のため、保健福祉事務所と市町村間で連携を強化し分析と対策を行います。

(4) 血液の確保対策の推進

【主な取組の進捗状況】

◆献血者確保の支援

市町村、献血センター及びボランティア団体と連携し、事業所訪問や街頭キャンペーン等により安定した献血者の確保を支援しています。

◆若年層の献血への理解を深めるための啓発

学校等での出前講座を開催するなど、若年層の献血への理解を深めるための普及啓発を推進しています。

<令和5年度の主な実績>

- ・ 令和5年度県中管内献血担当者会議
令和5年5月31日 県中保健福祉事務所
- ・ 献血街頭キャンペーン
令和5年7月8日 リオン・ドール船引
令和5年7月22日 イオンタウン須賀川
メガステージ須賀川

【施策を推進する上での課題】

◆輸血用血液製剤を使用されている方の約85%は50歳以上の方々ですが、献血いただいている方の約70%は50歳未満の方々です。少子化の進行により、将来的な血液不足が懸念されます。

◆20代、30代の献血率の減少が続いています。

【施策の取組の方向性】

◆市町村献血担当者会議を開催し、情報共有等を行うことにより市町村との連携を図ります。

◆特に必要性の高い400mL献血及び成分献血の推進及び普及のため、7月に「愛の血液助け合い運動」を、1月から2月までに「はたちの献血キャンペーン」を実施します。

◆若年層への献血の意義や血液製剤について分かりやすく説明し、正しい知識の普及啓発を図るため、学校等で「血液出前講座」を開催します。

基本目標3 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

(1) 不妊に悩む夫婦や妊産婦への支援

【主な取組の進捗状況】

◆不妊治療等に対する経済的な支援

福島県不妊治療支援事業助成金、福島県不育症検査費用助成事業を通じて、保険適用とならない不妊治療や不妊症検査、不育症検査等を対象に、費用の一部を助成します。

◆妊産婦の相談体制整備

妊産婦等支援事業を通じ、不妊専門相談センター等を活用し、妊娠・出産等に係る様々な心身の悩みを気軽に相談できる体制の整備を行います。

<令和5年度の主な実績>

- ・不妊治療費助成申請件数：66件 不育症検査費用助成申請件数：0件
- ・不妊専門相談センターへの紹介件数：3件
- ・不妊症、不育症に関する相談件数：84件
(女性のミカタ健康サポートコールを除く)
- ・女性のミカタ健康サポートコールにおける相談件数：23件

【施策を推進する上での課題】

◆不妊に悩むご夫婦の経済的負担軽減の推進

妊娠を望む夫婦が不妊治療等を継続できるように経済的負担の軽減を推進する必要があります。

◆健康状況に的確に応じた専門的な相談指導の推進

不妊に悩むご夫婦に対して、健康状況に的確に応じた専門的な相談指導を行う必要があります。

【施策の取組の方向性】

◆福島県不妊治療支援事業助成金、福島県不育症検査費用助成事業により、保険適用外の治療等を行う夫婦や不育症に悩む夫婦の経済的負担の軽減を推進していきます。

◆不妊専門相談センター等を活用し、不妊に悩むご夫婦の健康状況に的確に応じた専門的な相談指導を推進していきます。

(2) 子育て世代包括支援センターへの支援

【主な取組の進捗状況】

◆こども家庭センター設置の支援

令和6年度より改正児童福祉法に基づき、「子育て世代包括支援センター」（母子保健）と「子ども家庭総合支援拠点」（児童福祉）の設立の意義や機能は維持した上で、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関である「こども家庭センター」の設置が市町村の努力義務となることから、市町村単位で設置できるように、支援を行いました。

<令和5年度の主な実績>

・管内市町村に対して母子保健推進連絡会議、研修会等を開催し、こども家庭センター設置に向けた支援を行いました。

【施策を推進する上での課題】

◆これまで、母子保健の子育て世代包括支援センターと児童福祉の子ども家庭総合支援拠点の2つの機関が設置されていましたが、令和6年4月までに子ども家庭センターの設置が努力義務になることを踏まえ、新たな体制整備が必要です。

【施策の取組の方向性】

◆市町村が全ての妊産婦、子育て支援、子どもへの一体的な相談支援を行う機能を有する「子ども家庭センター」を設置できるよう、児童相談所等と連携しながら支援するとともに、社会全体で子育てを支援し、安心して子どもを育てられる環境作りを推進します。

(3) 市町村の子育て支援対策への支援

【主な取組の進捗状況】

◆多子世帯への保育料軽減

市町村が実施する、保育園、認定こども園、家庭的保育事業、認可外保育所等に入所した多子世帯への保育料軽減に関する事業を支援するため、多子世帯保育料軽減補助金を市町村へ交付します。

◆認可外保育施設への運営支援

認可外保育施設の運営支援や職員の保育の質の向上を図るため、認可外保育施設運営支援事業補助金を交付します。

◆保育人材の確保

民間の児童福祉施設等の職員が、出産又は傷病のため長期休暇を必要とする場合に、その代替職員の雇用に係る経費の一部を補助するため、産休代替職員費補助金を交付します。

<令和5年度の主な実績>

・多子世帯保育料軽減補助金	9 市町村	13,795,737 円
・認可外保育施設運営事業補助金	3 市町村	181,000 円
・産休代替職員費補助金	1 施設	272,000 円

【施策を推進する上での課題】

- ◆子育てを行っている保護者の経済的負担の軽減が必要です。
- ◆認可外保育施設の利用児童の処遇の向上と福祉の増進を支援する取り組みが必要です。
- ◆産休等により休暇となる職員の代替職員が確保。

【施策の取組の方向性】

- ◆保育施設に入所している多子世帯への保育料軽減を図ります。
- ◆認可外保育施設への運営支援等を行い、利用児童の処遇の向上を図ります。
- ◆産休等により休暇となる職員の代替職員を確保するため、施設に対して補助金を交付し、利用児童の処遇の確保、休暇となる職員の専心療養の保障を図ります。

(4) 家庭での養育が困難な子ども及び虐待を受けた子ども並びにひとり親家庭等への支援

【主な取組の進捗状況】

◆里親による養育や児童養護施設等の運営支援

里親による児童の養育や児童養護施設の運営に対する経済的な支援を行います。

◆ひとり親家庭就労支援相談

相談窓口を設置し、ひとり親家庭や経済的に困窮している家庭の就労支援を行います。

◆母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付

生活資金や修業資金など各種資金を必要とする方に対して、貸付を行います。

<令和5年度の主な実績>

- ・管内の里親への措置児童数 29名
- ・児童養護施設等への措置児童数 75名
- ・ひとり親家庭就労支援件数 110件
- ・母子・父子・寡婦福祉資金貸付実績 2,914,800円

【施策を推進する上での課題】

◆家庭での養育が困難な子どもや虐待を受けた子どもに対する里親による養育や児童養護施設等における保護を通して、継続的な生活支援が必要です。

◆ひとり親家庭や及び経済的に困窮している家庭の状況に応じて就業支援、経済的支援などの適切な支援を実施する必要があります。

【施策の取組の方向性】

◆家庭での養育が困難な子どもや虐待を受けた子どもに対する十分な支援を実現するため、里親や児童養護施設等に対して措置費の支弁を行います。

◆ひとり親家庭や及び経済的に困窮している家庭への支援のため、ひとり親家庭就労支援相談員による相談や母子・父子・寡婦福祉資金貸付を行います。

(5) 慢性疾患等により長期療養する患儿とその家庭への支援

【主な取組の進捗状況】

◆小児慢性特定疾病の治療を行う児童等に対し、患儿家庭の医療費の負担を軽減し、児童の健全な育成を図る目的として医療給付を行っています。

また、児童の病状を正しく理解し適切に対応できるよう、「福島県小児慢性特定疾病児童手帳」を交付しています。小児慢性特定疾病児相談支援事業として、児童の自立、成長や家族の負担軽減を目的とし、個別相談や家庭訪問等による支援を実施しています。小児慢性特定疾病自立支援事業においては、小児慢性特定疾病医療費受給者証所持者とその保護者を対象に、学習会及び交流会を開催しています。

<令和5年度の主な実績>

- ・福島県小児慢性特定疾病児童手帳 新規交付件数：18件
- ・小児慢性特定疾病児相談支援事業
家庭訪問：延4件（人工呼吸器装着児等）
個別相談：来所相談 延60件、電話相談 延70件
- ・小児慢性特定疾病自立支援事業

開催月日	実施内容	参加者
令和5年11月 30日(木)	①学習会「病気と向き合う子どもへの寄り添い方」 ②交流会	5名

【施策を推進する上での課題】

◆小児慢性特定疾病自立支援事業の参加者が少なく、少人数の保護者と支援者の参加となっています。対象者を参集していくのは、単独の保健福祉事務所では困難な状況です。

【施策の取組の方向性】

◆昨年度より、小児慢性特定疾病児童等に対し、慢性疾患児等ケア・コーディネートマニュアルを用いて対象者の機能把握、個別ケースに対するケアマネジメントのスクリーニングを実施しています。スクリーニングを実施することにより、ケースの課題抽出や支援の方向性を明確にしています。

また、参加者のアンケートや小児慢性特定疾病更新申請時の生活状況調査票では、同疾患のつながりを得たいという希望が、多くありました。

基本目標4 いきいき暮らせる地域共生社会の推進

(1) 要保護者等への支援と円滑な自立の促進

【主な取組の進捗状況】

◆要保護状態にある者の相談・保護申請への適切な対応及び保護開始後の生活状況の把握及び適正な保護の実施

<令和5年度の主な実績>

- ・生活保護申請件数 77件
- ・生活保護開始件数 68件
- ・生活保護世帯・人員数 375世帯・459人
- ・健康管理支援員家庭訪問延数 200回

◆被保護者の生活状況や健康状況を踏まえたハローワーク等と連携した個々の能力に応じた就労支援

<令和5年度の主な実績>

- ・就労支援者数及び就職者数 支援者：14人、就職者：5人

◆生活困窮者に対する生活困窮者自立支援法に基づく各種支援の実施

<令和5年度の主な実績>

- ・自立相談支援事業 新規相談件数：124件
- ・住居確保給付金の支給 支給決定件数：0件
- ・一時生活支援事業 利用件数：8件
- ・家計改善支援事業 支援決定件数 3件
- ・就労準備支援事業 支援決定件数 1件

【施策を推進する上での課題】

◆高齢化の進展や景気の変動

◆稼働年齢にある被保護者及び生活保護に至る前段階の生活困窮者への支援

【施策の取組の方向性】

◆高齢化による医療・介護費用の増により被保護者となった者に対し、適切な援助が受けられるよう支援するほか、定期的な訪問による生活状況の把握を行い、適正な保護を実施する。

◆稼働年齢にある被保護者に対し、健康状態や能力に応じた就労支援を行い、経済的自立に向けた支援を行う。

◆生活保護の前段階にある生活困窮者に対し、関係機関と連携しながら、生活の立て直しに向けた支援を行う。

(2) 障がいのある方のライフステージに応じた支援

【主な取組の進捗状況】

◆精神障がい者が住み慣れた地域を拠点として、本人の意向に即して充実した生活を送ることができるよう、関係機関が連携して、医療や福祉の支援を行うという観点から、精神科病院の入院患者の地域生活への移行に向けた支援や、地域生活を定着させ継続するための支援を推進します。

<令和5年度の主な実績>

(1) 県中障がい福祉連絡会精神部会

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」は地域共生社会を実現するために欠かせないものであり、その構築に際しては、精神障害者や精神保健上の課題を抱えた者等の日常生活圏域を基本として、市町村などの基礎自治体を基盤として進める必要がある。また、保健福祉事務所は、市町村との協働により精神障害を有する方等のニーズや地域の課題を把握した上で、障がい保健福祉圏域等の単位で精神保健医療福祉に関する重層的な連携による支援体制を構築することが重要とされている。

そこで、県中圏域の協議の場として、市町村における協議の場の取組みと連動しながら、地域の現状や課題を把握・共有し、“にも包括”システムの整備に向けた協議を行うため、令和5年度より県中障がい保健福祉圏域連絡会精神部会を設置した。

第1回

日時 令和5年9月4日

内容

- ・ 県中地域における「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築推進に向けた市町村の取組状況について
- ・ 今年度のワーキンググループの取組の方向性について

第2回

日時 令和6年2月1日

内容

- ・ 県中地域における「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築推進に向けた市町村の取組状況について
- ・ 精神科病院における長期入院者の退院支援・地域移行にかかる実態調査結果、及び具体的な支援内容の検討について

(2) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムワーキンググループ

精神保健福祉事業の円滑な実施を図るとともに、県中圏域の精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、保健・医

療・福祉関係者が連携し圏域内の課題解決に向けた取組を行うことを目的に開催。

第1回

日時 令和5年6月12日

内容

- ・これまでの経過と今年度の方向性について
- ・市町村における、にも包括協議の場の設置について
- ・今年度の最優先事項の決定について

第2回

日時 令和5年8月1日

内容

- ・にも包括ワーキンググループの設置について
- ・管内3方部の現状と課題について
- ・管内医療機関を対象とした実態調査の検討について

第3回

日時 令和5年12月19日

内容

- ・管内3方部の現状と課題について
- ・管内医療機関を対象とした実態調査結果について
- ・第2回精神部会に向けて

(3) 精神障がい者地域移行・地域定着圏域ネットワーク強化研修

市町村における精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について理解を深めるとともに、市町村ごとの取組み状況の情報共有や意見交換を行うために、研修会を開催。

日時 令和5年1月20日

場所 県中保健福祉事務所 大会議室

対象 県中圏域の市町村において精神保健福祉に関わる関係職員等

(4) 精神障がい者地域生活移行理解促進研修会

メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識を持ち、地域や職域でメンタルヘルスの問題を抱える人や家族に対してできる範囲で手助けをする「心のサポーター」を養成し、地域における普及啓発や、精神疾患の予防、早期介入につなげるため研修を開催。

日時 令和5年10月2日

場所 県中保健福祉事務所

対象 相談支援事業所担当者、民生児童委員、介護支援専門員、市町村職員等

(5) 精神障がい者地域移行・地域定着検討会での協議

(6) 地域での受け入れ体制の整備

精神障がい者グループホーム空き情報を一覧にし、県中地域の精神科病院や相談支援事業所へ月1回情報提供しました。

【施策を推進する上での課題】

◆市町村ごとに抱えている課題、取り組み状況も異なることから、管内を3つの方部〔須賀川・岩瀬方部（須賀川市、鏡石町、天栄村）、石川方部（石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町）、田村方部（田村市、三春町、小野町）〕に分け、協議の場を設置していく必要がある。

【施策の取組の方向性】 ※以下を継続予定

- (1) 県中障がい保健福祉圏域連絡会 精神部会、および、にも包括推進ワーキンググループ
- (2) 精神障がい者地域移行・地域定着圏域ネットワーク強化研修
- (3) 精神障がい者地域生活移行理解促進研修会
- (4) 精神障がい者地域移行・地域定着検討会（ふくしまこころのネットワークに委託）での協議
- (5) 地域での受け入れ体制の整備

(3) こころの健康づくりの推進

【主な取組の進捗状況】

◆福島県自殺対策推進行動計画及び福島県自殺対策緊急強化基金事業実施要綱に基づき、地域における自殺対策の強化を図り、自殺者数の減少につなげます。

<令和5年度の主な実績>

(1) 普及啓発に関すること

ア 若者に対する自殺予防

・ SOS の出し方教室

日時 令和5年11月30日

場所 福島県立須賀川桐陽高等学校

対象 福島県立須賀川桐陽高等学校2年生 206名

・ 3月自殺予防キャンペーン

日時 令和6年3月

対象 管内高等学校7校 高校2年生1,046人

配布物 リーフレット、ポケットティッシュ、シール、筆記用具

イ 自殺予防街頭キャンペーン

第1回

日時 令和5年9月11日

場所 リオン・ドール石川店（石川町）

配布物 リーフレット、ポケットティッシュ、シール、授産品

配布数 190部

第2回

日時 令和5年9月14日

場所 JA夢みなみ はたけんぼ（須賀川市）

配布物 リーフレット、ポケットティッシュ、シール、授産品

配布数 300部

(2) 市町村人材育成事業に関すること

ア 自殺予防支援者研修会

県中圏域では、20～59歳の家族と同居している有職の男性の自殺率が高く、また、退職や職場・仕事の悩みが自殺の背景として見られました。

そこで須賀川労働基準協会との共催で、各職域における労働衛生の関係者が、4つのメンタルヘルスケアの推進を学び、労働者への適切な対応方法の周知を図り、日常的に取り組むことの必要性、働きやすい環境づくり

の共通認識を持つことにより、自殺予防、早期発見と早期対応できる人材育成を目的として開催しました。ふくしま医療センターこころの杜鈴木氏を講師に招き、「労働者のメンタルヘルスについて」と題し、講話を行いました。

日時 令和5年9月5日

場所 LIXIL 総合技術研修センター

対象 有職者（42名）

(3) うつ病家族教室

うつ病の方を支える家族を対象に、うつ病の基礎知識と対応方法など必要な情報を伝えるとともに、家族同士が気持ちを分かち合う場を提供することにより、家族のサポート力を高め負担感を軽減することを目的として開催しました。

日時 7月から3月までの隔月5回実施

場所 県中保健福祉事務所（大会議室）

人数 実5名、延15名

第1回、第2回、第4回はふくしま医療センター こころの杜の小林理士を講師に招き家族交流。第3回はピアサポーターを講師に招き家族交流を実施。第5回はボタニカ雑貨店の村木氏を招き、「アロマ&ハーブクラフト講座～アロマキャンドル作り体験」を実施しました。

(4) 地域自殺対策推進協議会

県中地域の自殺対策を推進するにあたり、関係機関の共通認識及び連携体制構築を図ることを目的に開催しました。今年度は、自殺の現状を共有し、自殺対策の課題や必要な支援について協議しました。協議会後半は、白河厚生総合病院小坂医師に「市町村自殺対策行動計画に対する市町村への助言」講話いただきました。

日時 令和5年8月28日

場所 県中保健福祉事務所（大会議室）

対象 22名

【施策を推進する上での課題】

県の自殺率は、平成10年に500人を超えて以来、高水準で推移しています。令和5年の県中地域の自殺者数は39人であり、自殺率（人口10万人対）は21.2となっています。

うつ病などの精神疾患から自殺に至るケースが多いことから、地域住民に対し、心の健康づくりやうつ病に関する正しい知識の普及啓発や相談窓口の周知など、総合的な自殺対策の推進が必要です。

さらには、自殺の背景となっている様々な問題を考慮し、精神医学的観点からだけでなく、社会的、心理的、文化的、経済的観点等からなる包括的な取り組みを実施する必要があります。

【施策の取組の方向性】

「福島県自殺対策推進行動計画」に基づき、総合的な自殺対策を推進するとともに、自殺の要因の一つであるうつ病の予防と早期発見・早期対応、自殺問題や対策に関する普及啓発、地区のゲートキーパー（自殺の兆候を発見し、自殺を予防する人）の育成による「気づき」「つなぎ」「見守り」体制の設備促進、自殺未遂者や自殺（自死）者の遺族等に関する相談支援等の活動を推進します。

自殺の現状分析や課題に対応するため、関係機関相互のネットワーク化を推進します。

市町村の自殺対策の積極的推進と事業の定着化を支援します。

(4) 児童虐待及びDVへの対策

【主な取組の進捗状況】

◆関係機関との連携強化

児童虐待に関して、市町村や児童相談所等の関係機関との連携強化し、相談援助体制の充実を図ります。

◆DV被害者への支援の推進

女性相談員を配置し、DV被害者への支援を推進しています。

<令和5年度の主な実績>

- ・児童相談所職員や市町村担当職員との研修会議や市町村要保護児童対策地域協議会への参加
- ・女性相談受付件数 64件

【施策を推進する上での課題】

◆児童虐待への対応については、市町村や児童相談所をはじめとした関係機関との連携強化などさらなる対策が必要です。

◆DV被害者への支援については、配偶者暴力相談支援センターの役割として、引き続き、相談への迅速かつ適切な対応が必要です。

【施策の取組の方向性】

◆引き続き市町村や児童相談所等の関係機関との連携を図るとともに、児童養護施設等での児童の受け入れを推進します。

◆DV被害への相談に迅速かつ適切に対応し、被害者の安全の確保と生活支援のため、市町村との速やかな情報共有や女性のための相談支援センターとの移送・一時保護へ向けた円滑な協力体制を維持します。

基本目標5 誰もが安全で安心できる生活の確保

(1) 水道の基盤強化

【主な取組の進捗状況】

◆水道施設等の立入検査における水道事業者等への指導助言

安全な飲料水が安定的に供給されるよう、水道施設及び給水施設等の立入検査を行い、水道事業者等に対し適正な水質管理や水道施設の維持管理の徹底を図るよう指導助言を行っています。

◆水道国庫補助・交付金の活用による水道施設の計画的な整備促進の支援

県民への安全な水の安定的供給や災害に強い水道施設の整備を図るため、水道事業者に対し、水道国庫補助事業及び県費補助事業の活用による水道施設の計画的な整備促進を支援しています。

◆福島県飲料水の放射性物質モニタリング検査実施計画に基づく水道水等の放射性物質検査の実施

東京電力（株）福島第一原子力発電所における放射性物質放出事故以降、放射性物質の影響による水道水等の安全確保に万全を期すため、「福島県飲料水の放射性物質モニタリング検査実施計画」に基づき、管内の水道水等の放射性物質検査を実施しています。

<令和5年度の主な実績>

- ・水道施設等の監視指導件数 計47件
 - 上水道 8件
 - 簡易水道 9件
 - 専用水道 9件
 - 簡易専用水道 10件
 - 準簡易専用水道 0件
 - 給水施設 11件
- ・水道関係施設の整備事業 計4事業者5事業
 - 生活基盤施設耐震化等交付金 3事業者4事業
 - 簡易水道等施設整備費国庫補助金 1事業者1事業
- ・飲料水の放射性物質モニタリング検査 計842件（全て検出下限値未満）
 - 上水道・簡易水道 766件
 - 専用水道 21件
 - 給水施設 14件
 - 一般飲用井戸水 41件

【施策を推進する上での課題】

◆水道施設等の立入検査における水道事業者等への指導助言

管内の水道事業は、地形的要因から中小規模の事業が複数点在しており、その維持管理に多大な労力を要します。その一方で、節水による水需要及び人口の減少に伴う水道料金収入の減少など、年々経営環境が厳しくなっています。

水道施設等の立入検査や「水道事業の基盤強化・広域連携に関する検討会」等の機会を捉えて、「福島県水道広域化推進プラン」に基づく水道事業の基盤強化・広域連携を推進する必要があります。

また、災害発生時等の危機管理対応マニュアルが未策定の事業について、策定を指導助言する必要があります。

◆水道国庫補助・交付金の活用による水道施設の計画的な整備促進の支援

年々経営環境が厳しくなっている中で老朽施設の更新や耐震化等災害に強い水道施設の整備が求められているため、水道施設の計画的な整備とともに水道事業の基盤強化を推進する必要があります。

◆福島県飲料水の放射性物質モニタリング検査実施計画に基づく水道水等の放射性物質検査の実施

飲料水の安全確保については、県民の不安を払拭するため、長期的な検査体制を維持していく必要があります。

なお、放射性物質検査に当たっては、県民の安全と安心を確保する観点から、正確かつ迅速な検査が求められるため、引き続き、水道事業者等に対し、検査機器の校正・保守点検等に伴う検体搬入計画の調整や適正な検体採取の指導などを行っていく必要があります。

【施策の取組の方向性】

◆水道施設等の立入検査における水道事業者等への指導助言

危機管理対応マニュアルが未策定の事業者について、策定を指導助言します。

◆水道国庫補助・交付金の活用による水道施設の計画的な整備促進の支援

今後も引き続き水道事業者が国庫補助事業等を活用することができるように支援します。

◆福島県飲料水の放射性物質モニタリング検査実施計画に基づく水道水等の放射性物質検査の実施

今後も安全な飲料水が供給されるよう、検査体制を維持するとともに、水道事業者との調整等を行います。

(2) 食品等の安全安心の確保

【主な取組の進捗状況】

◆広域流通食品等の検査

市場等に流通する食品等の安全を確認するため、食品等を収去し、食品添加物や残留農薬等の検査を実施しています。

◆食品営業施設等の監視指導

違反食品や食中毒の発生を未然に防止するため、大規模製造施設及び大型小売店を重点的に監視し、適切な衛生管理の普及と指導助言を行っています。

◆ふくしまHACCPの導入

HACCP（ハサップ）に放射性物質管理を組み合わせた「ふくしまHACCP」の導入を推進し、県産加工食品の安全確保を図るとともに、消費者等が抱く漫然とした不安の解消に努めています。

◆消費者、食品等事業者への知識の普及啓発

消費者や食品等事業者を対象に、食の安全に関する正しい知識の普及・啓発を図るため、衛生講習会を実施しています。また、小学生を対象とした食品衛生月間標語コンクールを実施することで、学童期からの食の安全に関する正しい知識の啓発を図ります。

<令和5年度の主な実績>

- ・食品の収去検査 83 検体（不良 2 検体）
- ・食品営業施設等監視指導件数 1,788 施設
- ・ふくしまHACCP導入率 58.5%（令和4年度より9.6ポイント上昇）
- ・衛生講習会の開催 33 回 受講者数 874 名

【施策を推進する上での課題】

◆広域流通食品等の検査

令和5年度は収去検査により、基準値（残留農薬、カビ毒）を超過する食品が2件確認されており、製造・加工段階における衛生管理だけでなく、生産段階における農薬の適正使用等の指導が必要となっています。

◆食品営業施設等の監視指導

市場等に流通する食品及び製造技術の多様化により、食品事業者に助言指導を行う食品衛生監視員に求められる知識等が高度化しており、専門的な講習会の受講やOJTを活用した人材育成が必要となっています。

◆ふくしまHACCPの導入

令和5年度末時点における未導入施設の事業者の約2/3は60代以上の高齢

者となっており、ふくしまHACCPアプリ等を活用した効率的な導入支援が困難となっていることから、講習会の開催によるHACCP制度化への理解及び導入支援を図る必要があります。

◆消費者、食品等事業者への知識の普及啓発

食中毒の発生要因の一つとして、食に対する消費者の誤った認識があることから、幅広い年齢層の消費者を対象とした正しい知識の普及啓発が必要となっています。また、コロナ禍の終息以降、食品の提供を伴うイベント等が増加傾向にあることから、テント等の仮設店舗における衛生的な食品の取扱いに関する周知が必要となっています。

【施策の取組の方向性】

◆広域流通食品等の検査の実施

過去の違反事例を分析し、必要性の高い食品を重点的に検査するとともに、違反発生時は必要に応じて生産者及び生産者団体と連携した再発防止策を図ります。

◆食品営業施設等の監視の実施

夏季や年末年始など食品の流通が増加する時期を捉えて大規模製造施設及び大型小売店の監視を重点的に実施するとともに、担当職員の専門研修の受講機会を確保する等、効果的な人材育成を図ります。

◆ふくしまHACCP導入支援

引き続き、営業許可申請・届出時や施設監視の機会を捉えて、食品等事業者に対するふくしまHACCPの導入支援を図ります。また、主に高齢営業者を対象とした導入支援研修会を開催し、これまでに導入が進んでいない施設向けの支援を積極的に図ります。

◆消費者、食品等事業者への知識の普及啓発

衛生講習会及び標語コンクールの実施による知識の普及啓発及び各種広報媒体を活用した情報発信を図ります。また、管内市町村及び関係団体と連携し、食品の提供を伴うイベント等における食品の衛生的な取扱いについて周知を図ります。

(3) 薬物乱用防止対策の推進

【主な取組の進捗状況】

◆薬物乱用防止の啓発活動

地域の薬物乱用防止指導員協議会等関係団体と連携し、「ダメ。ゼッタイ。」626 ヤング街頭キャンペーン等の薬物乱用防止啓発活動を実施しています。

◆学校における薬物乱用防止教育

薬物乱用防止指導員も含めて、管内の小中高生や大学生に対して薬物乱用防止教室を実施しています。

◆正規流通麻薬、向精神薬等に対する監督強化

医療用麻薬、向精神薬等の適正管理について、医療機関や取扱施設等への立入調査を実施しています。

◆薬物依存者及びその家族に対する支援

薬物相談窓口を通じて、薬物依存者及びその家族に対する支援を行っています。

<令和5年度の主な実績>

- ・薬物乱用防止教室 30件
- ・麻薬、向精神薬、覚醒剤原料等立入検査 68件
- ・薬物相談件数 1件

【施策を推進する上での課題】

◆県内の令和5年の覚醒剤事犯検挙者数は49人と前年と比べて増加しました。

◆全国の大麻事犯の検挙人員は、平成26年移行増加傾向が続いていたが、過去最高となるとともに、統計を取り始めて以降、初めて大麻事犯の検挙人員が覚醒剤事犯を上回った。県内については23人と前年と比べて減少したが、今後、若者の大麻検挙事犯の増加が懸念される。

【施策の取組の方向性】

◆小中高生や大学生に対して薬物乱用防止教室を実施して、生徒・学生等が薬物乱用の危険性・有害性について正しい知識を持ち、薬物乱用を拒絶する規範意識の向上を図ります。

◆医療機関や取扱施設等に対して、立入調査を実施して、医療用麻薬、向精神薬等が不正に売買や譲渡・譲受等を通じて乱用・悪用される事例を防止します。

◆薬物相談窓口を通じて薬物乱用者及びその家族等に対する支援を関係機関と連携して、行っていきます。

(4) 環境衛生営業施設の監視

【主な取組の進捗状況】

◆営業施設における適正な衛生管理の指導

旅館・公衆浴場における浴槽水中等のレジオネラ属菌検査を実施するとともに、理容所・美容所における使用器具類についてアデノシン三リン酸（ATP）の検査を実施し、その結果を踏まえ施設の自主管理の強化を促しながら、衛生水準の維持向上のための指導助言を行っています。

<令和5年度の主な実績>

- ・旅館・公衆浴場における浴槽水中等のレジオネラ属菌検査 15 検体（うち1 検体で検出）
- ・理容所・美容所における使用器具類の ATP 検査 計 13 施設 39 点（うち 8 施設 17 点の器具で判断基準「要注意」）
 - 理容所 6 施設
 - 美容所 7 施設

【施策を推進する上での課題】

◆営業施設における適正な衛生管理の指導

検査に当たっては、管理の悪い施設で複数の検体から検出される傾向が強く、選定した施設によって、短期的に見たときの検出率に幅が生じることが想定されます。

また、年間で検査できる検体数が限られるため、短期的な改善は難しく、今後、検査事業の継続と併せて、立入検査、講習会等の機会を捉えて、衛生管理について長期的に指導を継続する必要があります。

【施策の取組の方向性】

◆営業施設における適正な衛生管理の指導

令和3年度から県旅館業法施行条例及び公衆浴場法施行条例で、浴槽水のレジオネラ属菌等の検査を義務付けたことから、各施設における自主検査の実施状況の確認及びフォローアップを重点的に行い、検査未実施及び自主検査でレジオネラ属菌陽性の施設について改善指導を行います。

また、理容所・美容所における使用器具類の衛生状態の確認については、ATP等の検査結果を踏まえ、器具類の適正な洗浄消毒の指導助言を行います。